

## 第5章 租税制度とその効果

### unit 17

- Check 1* × (中立とは人々の選択に影響を及ぼさないということ。単純な公平や平等と混同しないようにしよう)
- Check 2* ○ (同じ 10 万円の租税回避行為があった場合に、税率が 10%の低所得者は  $10 \text{万円} \times 10\% = 1 \text{万円}$  の節税効果であるが、税率が 30%の高額所得者では、 $10 \text{万円} \times 30\% = 3 \text{万円}$  の節税効果となる)。
- Check 3* × (走行距離に基づく課税は、直接的で簡素に思えるが、全ての自動車の走行距離を毎年計測することは非常に煩雑であり、徴税・納税コストの面から簡素な税とは言いがたい。)
- Check 4* × (直接税である法人税の税負担は、その法人の製品価格や賃金、株主への配当などに転嫁されている可能性があり、必ずしも負担者を確定できない。)

### unit 18

- Check 1* 所得とならない (手元の現金は増えたが、貸金という資産が現金という資産に変わっただけで、資産の「純増」はないため。ここで、もし利息を受け取れば、利息分は資産の純増であるため、所得となる。)
- Check 2* 所得となる。(ヘイグ=サイモンズの定義では所得となる。実際の課税では下宿学生への親の仕送り金は課税されない例外措置となっている。)
- Check 3* 所得となる (原因が自分になくとも、資産価値の増加が発生しているので所得なる。実際の課税では売却時点で所得税として課税されるため、発生時点では課税されない。ただし、固定資産税は値上り時点で評価額に反映され、課税される。)
- Check 4* : 所得とならない (土地資産は増加しても、現金が減少しているため、資産の「純増」とはならない。)
- Check 5* ア : 所得, イ : 代替, ウ : 代替, エ : 減少 (余暇が  $l_0$  から  $l_1$  に増加しているため,  $h=T-l$  により労働時間は減少している。) オ :  $BE_1$ , カ :  $E_1F$

### unit 19

- Check 1* × (法人に所得が留保されれば、将来の配当資金が増加するため、その法人の株式の価格は増加する。このため、資産の純増が生じ、所得が発生するため課税可能である。しかし、実際には株価の上昇に基づく課税は行われていない。ただし、値上りした株式を売却した場合は実際に課税の対象となる。なお、もし永遠に配当を行わないのであれば、株主は経済的利益を実現していないので、そもそも課税する必要がなくなる点にも注意。)

**Check 2** × (法人に対する課税が均一税率になっているため、累進課税が適用される個人事業形態よりも課税上有利となることで、法人形態で事業活動を行うように歪みが生じうる。)

**Check 3** ○ (課税により、税引き後の限界収入 MR が減少するにもかかわらず、資本コストが認められないため、税引き後の限界費用 MC は不変に留まるから。)

**Check 4** 租税条約に基づき、みなし外国税額控除という制度を用いて、発展途上国の減税分を減税がなかったものとして、日本の外国税額控除を減少させずに適用する。このようにあえて中立性を破ることにより、日本国内に投資するよりも、発展途上国の税制優遇制度を使って現地に投資したほうが有利となり、直接投資が促される。

## unit 20

**Check 1** × (ラムゼイのルールは効率性の見地から、一般に価格弾力性の大きな財 (贅沢品) には低い税率、価格弾力性の小さい財 (生活必需品) には高い税率を適用することを主張する。)

**Check 2** × (一般消費課税には代替効果がないが、労働所得課税には余暇と労働の選択に関して歪みをもたらす)

**Check 3** ○ (所得税額を  $T$  とするとき、 $Y - T = C_1 + S$  であるから、 $S = Y - C_1 - T$  で、 $T$  が大きければ、 $S$  は減少する。)

**Check 4** ○ (下の表を参照)

	所得に 対する課税	消費に 対する課税
直接税	所得税	消費税
間接税	支出税	

unit 21

Check 1 以下の表参照

	売却実現時のみに課税		未実現にも課税
	2年後に売却	毎年売却	2年後に売却
初年度	価格 100	価格 100	価格 100
1年後	価格 200 課税 0	価格 200 課税 $(200-100) \times 10\% = 10$ 課税後 190	価格 200 課税 $(200-100) \times 10\% = 10$ 課税後 200
2年後	価格 400 課税 $(400-100) \times 10\% = 30$ 課税後 370	価格 380 課税 $(380-200) \times 10\% = 18$ 課税後 362	価格 400 課税 $(400-200) \times 10\% = 20$ 課税後 $400 - 20 - 18^* = 362$

(注) \* 1年目に10の納税資金を別途調達する。このとき、その10の資金で得られたであろう利益は10が2倍となり20であり、10%の税金を払って18である。すなわち、1年目に10の課税を受けるということは、2年目に18の資金を手にするを失うことに相当する。したがって、課税のコストは18となる。

Check 2 相続税の対象とならない形で、子供への資力の移転をしようとするため、生前贈与が増加したり、教育投資を増加させ、子供の将来の労働所得を増やしたりする形で、子どもの経済力を増やそうとする。

Check 3 免れ得ない (B市に転居する場合、B市で新たに住宅を購入する必要がある。このため、A市の住宅(土地)を売却することになる。このとき、新たにA市でこの住宅を購入する者は3年目の市債償還のための増税負担を負うことになる。したがって、その分だけ住宅が安くしないと購入しないであろう。このように、転出時に資産が税負担分だけ安くしか売却できないことを通じて、間接的に税負担を追う。車検の負担に近い中古車は安くしか売れないことと同じメカニズムである。)

Check 4 免れ得ない (たとえB市に無償で居住できたとしても、A市に土地を所有している限りにおいて、不在地主であっても固定資産税は払い続けなければならないため。)

Check 5 免れる (しかし、もともと土地を所有していないので、固定資産税の減税時点でこの個人は恩恵を得ていない。また、増税時も土地を所有していないので、負担の影響もない。したがって、わざわざB市に移転する必要がないことに注意。なお、賃貸住宅の価格は固定資産税とは別の賃貸住宅市場で決定されるため、影響はないものとする。)